

第1章

ライフプランニングと資金計画

1 FPと倫理・関連法規

(1) FPの職業倫理

顧客利益の優先	顧客の利益を最優先にして、プランニングを行う
守秘義務の遵守	職務上知り得た顧客情報を、顧客の同意なく第三者（各種専門家を含む）に漏らしてはならない。顧客からの同意があれば可
説明義務 (アカウンタビリティ)	プランニングや商品販売の際は、顧客が理解できるよう、十分説明する必要がある
法令遵守 (コンプライアンス)	金融商品取引法等の各種法令を遵守しなければならない。また、税理士や弁護士等の専門分野領域を侵したプランニングをしてはならない

(2) FP の業務関連法規

税理士法	税理士資格を持たないFPは、具体的な税務相談や税務書類の作成を 有償無償にかかわらず 、行ってはならない 一般的な税法の説明、仮説の事例に基づく計算を行うことは○
弁護士法	弁護士資格を持たないFPは、具体的な法律事務や法律判断を行ってはならない 顧客の債務整理や相続の財産整理など法的な処理は× 一般的な法律の説明、 成年後見人や遺言執行者 になることは○
社会保険労務士法	社会保険労務士の資格を持たないFPは、行政機関に提出する申請書等の 作成・提出 を行ってはならない 年金裁定請求書の作成・提出は× 公的年金の 受給見込額の計算 や社会保険制度の一般的な説明は○
司法書士法	司法書士の資格を持たないFPは、具体的な手続きの代行を行ってはならない 登記や供託に関する手続きを代理で行うことは× 公正証書遺言の証人になることは○
保険業法	保険募集は、 内閣総理大臣 の登録を受けないとできない 生命保険の 販売・勧誘 は× 必要性や商品の特徴 についての説明は○
金融商品取引法	投資判断の助言や顧客資産の運用を行うには、 金融商品取引業者 （投資助言・代理業または投資運用業者）の登録を受けないとできない 経済動向や個々の企業業績、株価状況等の紹介は○
宅地建物取引業法	宅地建物取引を業として行うには、 免許 を受けなければならない

(3) FP と著作権

他人の著作物を使用する場合、原則著作者の許諾が必要。

許諾が不要なケースは、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①個人的または家庭内で使用 ②法令や条例、判例等 ③国や地方公共団体等で公表している資料等 |
|---|

演習問題

□□□ 2017年5月2級学科1-4

司法書士資格を有しないファイナンシャル・プランナーのDさんは、住宅ローンを完済した顧客の抵当権の抹消登記に関し、申請書類を作成して登記申請を代行した。

司法書士の資格を有しない者が、申請書類を作成し登記申請を代行することは司法書士法違反にあたるので、代行することができない。

▶解答 誤

□□□ 2021年5月2級学科1-4

金融商品取引業の登録を受けていないFPのDさんは、顧客と資産運用に関する投資助言契約を締結したうえで、値上がりが見込める株式の個別銘柄の購入を勧めた。

金融商品取引業の登録を受けていない者が、顧客と資産運用に関する投資助言契約を締結し、個別銘柄の購入を勧めることはできない。

▶解答 誤



相談を受けたFPが顧客に対し、「投資信託の仕組みを説明すること」、「元本保証がないことや為替レートの変動で差損益が生じる」等の一般的説明なら、登録をしていなくてもできる。

□□□ 2018年5月2級学科1-2

弁護士資格を有しないFPが、顧客からの要請に応じ、当該顧客を委任者とする任意後見契約の受任者となった。

任意後見人には、弁護士資格がなくてもなることができる。

▶解答 正

□□□ 2019年1月2級学科1-4

FPのDさんは、顧客から公正証書遺言の作成時の証人になることを要請され、証人としての欠格事由に該当しないことを確認したうえで、証人になった。

公正証書遺言の証人は、相続人など一定の利害関係があるとなれないが、FPはなることができるため、対価を受けて証人になることは問題ない。

▶解答 正